

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目9番6号
株式会社ヒト・コミュニケーションズ
代表取締役社長 安井豊明

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年11月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年11月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京（3階「ロイヤルホール」）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（当社ウェブサイト：<http://hitocom-ir.com/>）

第22回定時株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。
何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア新興国等の景気の下振れ懸念はあるものの、政府の経済対策や金融政策等により、雇用・所得環境の改善傾向が継続しており、企業収益も依然として高水準にあることから、景気は緩やかな回復基調が継続いたしました。

当社グループが属する営業支援系アウトソーシング業界におきましては、雇用関連の各種指標の持続的な改善により、小売・サービス分野における人手不足は深刻化している一方で、企業の人材採用意欲は依然旺盛であることから、当社グループが提供する各種人材サービスに対するニーズは引き続き堅調に推移いたしました。

また、前連結会計年度より新たに参入したEC・TC支援サービスにおきましては、日本国内における消費者向け電子商取引の市場規模は1兆5,054億円（前年同期比109.1%（注））、EC化率（全ての商取引金額に対する電子商取引市場規模の割合）は5.79%（前年同期比0.36%増（注））となっており、当社グループがサービス提供を行う消費者向け電子商取引の市場は拡大を続けております。

このような環境のもと、当社グループは「社会の要請や変化を敏感に捉え、社会のニーズに的確に応える～付加価値ビジネスの創造と追求～」を合言葉に、アウトソーシングサービスを牽引するリーディングカンパニーとして、クライアントのニーズに成果で応える「成果追求型営業支援」の実践を継続いたしました。

その実践として、新規の取引先に対する営業活動の強化及び既存の受注案件の収益改善に注力するとともに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者への対応力強化においては、外国人スタッフの就業者数増加に向けた採用強化及び空港・商業施設等における免税カウンター、多言語コールセンターの運営受託に向けた提案営業を重点的に実施いたしました。また、平成29年6月に子会社化した株式会社ビービーエフ、株式会社ブランチ・アウトとの連携を強化し、相互の顧客企業の紹介等を通じてリアルとバーチャルとの融合による「オムニチャネル営業支援」の実現に向け事業シナジーの最大化を図ることに注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は62,322,737千円（前年同期比79.2%増）となりました。また、一部クライアント企業において収益性の高い案件の受注が減少した結果、営業利益は2,663,246千円（前年同期比2.4%増）、経常利益は2,679,274千円（前年同期比5.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,468,876千円（前年同期比0.5%減）となりました。

（注）（出典）：経済産業省「平成29年度 我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」より

事業別の業績は、次の通りであります。

アウトソーシング事業におきましては、家電分野、ブロードバンド分野及びモバイル分野を中心とした業務運営事務局の新規受注に向けた提案営業を継続するとともに、事業拡大の余地が大きいインバウンドビジネス、スポーツイベント運営等の領域に対する営業アウトソーシングの受注強化に取り組みました。また、既存取引先に対する収益改善に向けた営業活動に全国的に注力いたしました。

上記取り組みにより、家電分野において国内主要メーカーからの受注が回復したほか、ブロードバンド分野において西日本エリア全域を対象とする業務運営事務局を受注いたしました。また、首都圏エリアにおいて訪日外国人旅行者対応の案件受注及び免税カウンター運営の案件受注が増加したほか、訪日外国人向けのオンライン決済サービスの導入促進案件を新規に受注いたしました。

しかしながら、ブロードバンド分野において一部クライアント企業のマーケティング費用抑制により収益性の高い案件の受注規模縮小があったほか、モバイル分野において高速無線通信への加入促進を業務内容とする業務運営事務局の受注規模が縮小いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は17,899,449千円（前年同期比14.0%減）、営業利益は1,547,907千円（前年同期比30.6%減）となりました。

人材派遣事業におきましては、家電分野、ストアサービス分野、コールセンター他分野を中心に、幅広い取引先からの案件の新規受注獲得に取り組みました。家電分野において国内主要メーカーからの受注が回復したほか、コールセンター他分野におきましては、訪日外国人旅行者向けの人材サービスやスポーツイベントの運営業務の受注が増加いたしました。また、アウトソーシング事業と同様、既存取引先への収益改善に向けた営業活動に全国的に注力いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,298,140千円（前年同期比4.5%増）、営業利益は396,857千円（前年同期比8.5%増）となりました。

EC・TC支援事業におきましては、ファッション・スポーツ領域を中心にECサイト運営受託の新規営業活動に注力いたしました。当連結会計年度におきましては、年末の繁忙期を中心に株式会社ビービーエフが運営受託する既存のECサイトでの販売実績が好調に推移いたしましたほか、新規のECサイトの立ち上げも堅調に推移しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は26,423,076千円（前年同期比562.3%増）、営業利益は521,889千円（前年同期比381.8%増）となりました。

ホールセール事業におきましては、株式会社ブランチ・アウトが国内大手小売店向けに衣料品の商品企画並びに卸売の営業活動に注力したほか、ブランドやコンテンツホルダー、タレントやSNS、ゲーム等とコラボした商品企画・製造を推進いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,368,838千円（前年同期比820.4%増）、営業利益は224,090千円（前年同期は44,372千円の営業損失）となりました。

その他におきましては、従来の社会福祉サービス、教育研修への取り組みに加え、新たに当連結会計年度より連結の範囲に含めた株式会社ジャパンリムジンサービスが提供する富裕層向けリムジンサービスの売上が寄与いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は333,233千円（前年同期比89.9%増）、営業損失は8,850千円（前年同期は39,598千円の営業損失）となりました。

（事業別売上高）

事業区分	第 21 期 (平成29年 8 月期) (前連結会計年度)		第 22 期 (平成30年 8 月期) (当連結会計年度)		前年同期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
アウトソーシング事業	20,810,583千円	59.8%	17,899,449千円	28.7%	△2,911,133千円	△31.1%
人材派遣事業	8,895,219	25.6	9,298,140	14.9	402,920	△10.7
EC・TC支援事業	3,989,378	11.5	26,423,076	42.4	22,433,697	30.9
ホールセール事業	909,310	2.6	8,368,838	13.4	7,459,527	10.8
計	34,604,491	99.5	61,989,504	99.5	27,385,012	△0.0
そ の 他	175,476	0.5	333,233	0.5	157,756	0.0
合 計	34,779,968	100.0	62,322,737	100.0	27,542,769	—

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は61,298千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

資産の種類	内容及び金額	
建 物	事務所改装等による新設	32,714千円
器 具 備 品	事務所改装等による購入	24,347千円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

所要資金につきましては、自己資金並びに短期借入金及び長期借入金で賄っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社ビービーエフの株式の13.5%を平成29年12月14日に、10.0%を平成30年7月2日に段階的に追加取得いたしました。その結果、株式会社ビービーエフの発行済株式総数に対する持株比率は83.5%となりました。

(2) 対処すべき課題

前連結会計年度に株式会社ビービーエフ、株式会社ランチ・アウト、上海布藍綺国際貿易有限公司の3社を子会社化したことに伴い、当社の事業ポートフォリオは大きく変化しております。そこで、今後当社グループといたしましては更なる事業の再構築等を推進していく必要性があり、特に下記の3点を重点課題として取り組んでまいります。

① グループ経営の高度化

当社グループは、前連結会計年度に株式会社ビービーエフを子会社化したことにより、事業構造が大きく変化するとともに事業規模も飛躍的に拡大しております。

また連結子会社も平成30年8月末時点で7社となり、今後更にグループ内の事業シナジーを最大化すべくグループ経営の高度化が急務であると考えております。

そのため当社グループではグループガバナンスの強化による意思決定の迅速化及び経営の効率化を推進するとともに、更なる事業拡大に向けて、次世代経営者人材の登用並びに育成による人材面での競争優位の確立に重点的に取り組んでまいります。

② 事業領域の拡大

当社グループはこれまで、人材サービス提供による営業支援が事業の大半を占めておりましたが、主たるマーケットである販売・サービス分野においては、人口減経済の進展、個人消費の伸び悩み、働き方改革と生産性向上、AI（人工知能）・ビッグデータの活用、実店舗（リアル）とEコマース等（バーチャル）の融合等、足元の事業環境が大きく変化しております。

当社グループにおいては、株式会社ビービーエフの子会社化によりバーチャル分野における営業支援事業に参入し、オムニチャネル営業支援体制を構築いたしました。今後においても、「マーケティングの未来創造企業」をテーマにオムニチャネル営業支援の高度化を進めるとともに、多言語コールセンター、免税カウンターの運営受託等の訪日外国人旅行者向けのサービス拡充、外国人人材サービスの事業拡大等を推進し、更なる事業領域の拡大に取り組んでまいります。

③ 優秀な人材確保と育成の推進

優秀な人材の確保と育成は当社グループの事業推進を支える重要な要素であります。有効求人倍率、失業率等の雇用関連の各種指標の持続的な改善により、販売・サービス分野における人手不足は深刻化・長期化しており、逼迫した雇用情勢が継続するものと見込まれております。

しかしながらその一方で、生産性の向上やテクノロジーの進展等の環境変化に対応しうる即戦力となる人材や専門性の高い人材に対するニーズはますます高まっております。

このニーズに応えるため、引き続き現場力の強化に貢献するスタッフの確保に注力するとともに、Eコマース業務支援事業等の新規事業領域においても、優秀な人材を新入社員・中途社員を問わず採用し、社内外の研修等の活用、グループ内での人事交流等を積極的に実施し人材育成を推進してまいります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成27年 8 月期)	第 20 期 (平成28年 8 月期)	第 21 期 (平成29年 8 月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (平成30年 8 月期)
売 上 高(千 円)	26,312,436	28,825,580	34,779,968	62,322,737
経 常 利 益(千 円)	2,364,694	2,811,156	2,537,742	2,679,274
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千 円)	1,295,129	1,562,890	1,475,663	1,468,876
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	72.36	87.32	82.44	82.06
総 資 産 (千 円)	10,364,094	11,539,769	18,694,320	19,391,128
純 資 産 (千 円)	6,727,957	8,088,577	10,301,680	9,864,660
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	374.84	450.65	519.81	521.42

(注) 当社は第20期(平成28年8月期)に普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成27年 8 月期)	第 20 期 (平成28年 8 月期)	第 21 期 (平成29年 8 月期)	第 22 期 (当事業年度) (平成30年 8 月期)
売 上 高(千 円)	23,623,299	26,048,041	27,174,307	24,622,321
経 常 利 益(千 円)	2,308,697	2,777,052	2,507,931	1,852,537
当 期 純 利 益(千 円)	1,282,238	1,557,231	1,604,689	1,157,032
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	71.64	87.00	89.65	64.64
総 資 産 (千 円)	10,076,018	11,258,972	14,066,784	15,749,610
純 資 産 (千 円)	6,745,596	8,097,034	9,462,786	10,367,829
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	376.86	452.36	528.66	579.23

(注) 当社は第20期(平成28年8月期)に普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ティーシーエイ	100,000千円	100.0%	アウトソーシング事業 人材派遣事業
株式会社WS S スタッフィング	40,000千円	100.0%	アウトソーシング事業 人材派遣事業
株式会社ジャッツ	40,000千円	65.0%	アウトソーシング事業 人材派遣事業
株式会社ビービーエフ	100,000千円	83.5%	E C ・ T C 支援事業
株式会社ブランチ・アウト	10,000千円	100.0% [100.0%]	ホールセール事業

(注) 「当社の出資比率」欄の〔内書〕は間接所有であります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年8月31日現在)

事業区分	事業内容
アウトソーシング事業	・デジタル家電、高性能携帯電話（スマートフォン等）、生鮮食品やコスメティック・ファッションの販売 ・固定通信回線（光回線等）への加入促進業務 ・バスガイド業務、展示会、コンベンション、スポーツイベント運営業務 ・各種受付コールセンター業務、訪日外国人向け多言語コールセンター、免税カウンター受託業務
人材派遣事業	・デジタル家電、高性能携帯電話（スマートフォン等）、生鮮食品やコスメティック・ファッションの販売 ・国内旅行・海外旅行添乗業務、バスガイド業務 ・コールセンター業務
EC・TC支援事業	・ECサイト運営受託 ・テレビショッピングの販売支援
ホールセール事業	・自社企画衣料品の製造・卸売

(6) 主要な営業所 (平成30年8月31日現在)

①当社

本社	東京都豊島区
支社	関西支社（大阪府大阪市）、東海支社（愛知県名古屋市）、九州支社（福岡県福岡市）、北海道支社（北海道札幌市）、東北支社（宮城県仙台市）
支店	横浜支店（神奈川県横浜市）、千葉支店（千葉県船橋市）、京都支店（京都府京都市）、水戸支店（茨城県水戸市）、新潟支店（新潟県新潟市）、岡山支店（岡山県岡山市）、広島支店（広島県広島市）、静岡支店（静岡県静岡市）、長野支店（長野県長野市）、大宮支店（埼玉県さいたま市）
営業所	浜松営業所（静岡県浜松市）、鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、金沢営業所（石川県金沢市）、沖縄営業所（沖縄県那覇市）

②株式会社ビービーエフ

本社	東京都千代田区
----	---------

③株式会社ブランチ・アウト

本社	東京都渋谷区
----	--------

(7) 従業員の状況（平成30年8月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
503名	35名増

(注) 「従業員数」には、正社員の他に契約社員を含めて表示しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
261名	5名増	35.4歳	4.7年

(注) 「従業員数」には、正社員の他に契約社員を含めて表示しております。

(8) 主要な借入先（平成30年8月31日現在）

借入先	借入額(千円)
株式会社みずほ銀行	1,837,496
株式会社三井住友銀行	1,345,835

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,900,000株(自己株式663株を含む)
 (3) 株主数 4,109名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野村信託銀行株式会社 (信託口 2052116)	5,535,600 株	30.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,110,300	17.38
みずほ信託銀行株式会社 有価証券管理信託 0700026	2,148,000	12.00
株式会社ダッチパートナーズ	2,120,000	11.84
管理信託(A001)受託者 株式会社S M B C信託銀行	1,428,400	7.98
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	406,600	2.27
安井 豊明	204,700	1.14
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	196,800	1.10
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE YUKI ASIA	151,100	0.84
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT	132,600	0.74

(注) 持株比率は自己株式(663株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成30年8月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成30年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安井豊明	株式会社ジャッツ 取締役 株式会社ビービーエフ 代表取締役会長
取締役	積真義	本社営業本部長
取締役	吉綱利明	西日本営業本部長 兼 関西支社長 兼 京都支店長 株式会社WSSスタッフィング 取締役
取締役	福原直通	管理本部長 株式会社WSSスタッフィング 取締役
取締役	古賀哲夫	株式会社ジャッツ 取締役
取締役	中野雅之	
常勤監査役	立石和義	株式会社ティーシーエイ 監査役 株式会社ジャッツ 監査役
監査役	松田孝子	松田孝子法律事務所 弁護士
監査役	中島公男	

- (注) 1. 平成29年11月29日開催の第21回定時株主総会で、福原直通氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成29年11月29日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、安川徳昭氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 取締役中野雅之氏は、平成30年11月22日付で取締役を辞任予定であります。
4. 取締役古賀哲夫氏、中野雅之氏は、社外取締役であります。
5. 監査役立石和義氏、松田孝子氏並びに中島公男氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役立石和義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は監査役立石和義氏並びに松田孝子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2)	123,475 千円 (15,001)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	11,000 (11,000)
合 計 (うち社外役員)	10 (5)	134,476 (26,001)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月14日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年11月26日開催の第13回定時株主総会において、年額13百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額15,820千円（取締役4名に対し15,820千円）

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

取締役一人に対し7,270千円

③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼務内容	当該他の法人等との関係
取締役	古賀 哲夫	株式会社ジャッツ	取締役	株式会社ジャッツは、当社が議決権の65%を保有する子会社であります。
監査役	立石 和義	株式会社ティーシーエイ	監査役	株式会社ティーシーエイは、当社が議決権の100%を保有する子会社であります。
		株式会社ジャッツ	監査役	株式会社ジャッツは、当社が議決権の65%を保有する子会社であります。
監査役	松田 孝子	松田孝子法律事務所	弁護士	当社と松田孝子法律事務所との間に、重要な取引その他関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 古賀 哲夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 中野 雅之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。厚生労働省において労働行政に長期にわたり関わってきた経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 立石 和義	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 松田 孝子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。
監査役 中島 公男	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。厚生労働省出身であることから、当社事業の労働法及び派遣法関連法令に対する適法性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 平成30年7月1日に新日本有限責任監査法人より名称変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42,050 千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53,560 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等の額の一部に前事業年度の監査報酬を含みます。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画の実績の状況を把握し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案の内容とすることを決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、当社グループのコンプライアンス管理体制を整備しコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程・マニュアル等を制定する。
 - (b) 当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社グループの使用人の職務執行の適法性を確保する。
 - (c) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録的な媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社及び子会社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門・子会社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - (b) 当社及び子会社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、当社及び子会社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。
 - (b) 子会社は会社の規模に応じて取締役会を毎月若しくは少なくとも四半期に1回以上開催し、当社の社長室が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (c) 取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び職務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。
 - (d) その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (e) 当社は、経営計画を適正に策定・運用するため、予算管理規程を定める。同規程に則り、取締役会において中期経営計画並びに単年度予算を策定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
 - (f) 取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
- ⑤ 当該会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は、関係会社管理規程を定め、当社の子会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項とすること等により、グループ全体の経営管理を行う。
 - (b) 当社は、内部統制の構築を目的として内部統制委員会を設置し、当社及び当社の子会社における内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - (c) 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
 - (d) 当社の内部監査室は、グループ全体の法令・定款及び社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、すみやかにその対策を講じるように適切な指摘や指導を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示に対する実効性の確保に関する事項
- (a) 当社は、監査役の要求を受けた場合に補助使用人を置き、監査役の職務の補助を行う。
 - (b) 監査役より監査業務に必要な業務指示・命令を受けた使用人は、その業務指示等に関して、取締役の指揮命令を受けないこととする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役を取締役会及びその他重要な会議に招集し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況を報告することとする。
 - (b) 内部監査部門が実施した監査結果を監査役に供覧することとする。
 - (c) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
 - (d) 当社は、内部通報規程等の社内規程において、使用人が監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取り扱いを受けることが無く、また不利益処分の対象となることがないよう明示的に定める。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済等の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程を定める。監査役は同規程に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。
 - (b) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。
 - (c) 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用しその費用を当社に請求することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度（平成29年9月1日から平成30年8月31日）における上記体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室及び内部統制委員会（当事業年度は2回開催）がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査室及び内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のコンプライアンス室が中心となって行っており、当社の取締役会及び社内的重要会議において、コンプライアンスに関する課題及びその対応策を共有しております。また、従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

③ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の社長室にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社からの業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行っております。また、当社の内部監査室が子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応した効果的なモニタリングを実施しております。

④ 取締役の職務執行

社外取締役を複数名選任し、かつ取締役会を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は13回開催されております。

⑤ 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会の出席及び社内の重要会議への出席を通じて、内部監査室、内部統制委員会が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室等、内部統制に係る組織と相互に連携・情報交換をすることにより、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主様への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。

配当金・内部留保に関する基本方針といたしましては、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主様への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては1株あたり7.50円とし、中間配当金の1株あたり7.50円と合わせ、当期の年間配当金は1株あたり15.00円となる予定です。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,306,611	流 動 負 債	6,159,341
現金及び預金	6,130,915	買掛金	2,635,694
受取手形及び売掛金	6,242,738	1年内返済予定の長期借入金	506,004
商 品	600,577	未払金	2,020,105
仕 掛 品	5,341	未払費用	41,547
前払費用	119,500	リース債務	16,155
繰延税金資産	159,849	未払法人税等	444,608
そ の 他	80,667	未払消費税等	208,512
貸倒引当金	△32,978	預り金	95,461
固 定 資 産	6,084,517	賞与引当金	169,137
有 形 固 定 資 産	2,017,767	役員賞与引当金	729
建 物	609,288	そ の 他	21,386
機械装置及び運搬具	3,204	固 定 負 債	3,367,126
工具、器具及び備品	90,290	長期借入金	3,076,165
土 地	1,273,276	役員退職慰労引当金	96,995
リース資産	41,707	退職給付に係る負債	86,305
無 形 固 定 資 産	3,100,166	資産除去債務	58,189
の れ ん	2,888,990	リース債務	24,899
ソフトウェア	205,637	そ の 他	24,571
そ の 他	5,537	負 債 合 計	9,526,468
投資その他の資産	966,583	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	441,209	株 主 資 本	9,335,868
関係会社出資金	5,357	資 本 金	737,815
破産更生債権等	81,935	利 益 剰 余 金	8,598,397
敷金及び保証金	316,903	自 己 株 式	△344
繰延税金資産	158,605	その他の包括利益累計額	△2,760
そ の 他	44,506	その他有価証券評価差額金	392
貸倒引当金	△81,935	為替換算調整勘定	△3,153
資 産 合 計	19,391,128	非 支 配 株 主 持 分	531,552
		純 資 産 合 計	9,864,660
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,391,128

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		62,322,737
売 上 原 価		51,759,291
売 上 総 利 益		10,563,445
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,900,199
営 業 利 益		2,663,246
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	497	
有 価 証 券 利 息	2,822	
受 取 配 当 金	8,098	
受 取 地 代 家 賃	4,080	
受 取 保 険 金	7,686	
雑 収 入	3,011	26,196
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,144	
債 権 売 却 損	1,639	
雑 損 失	1,384	10,167
経 常 利 益		2,679,274
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24,025	24,025
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,167	5,167
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,698,132
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,095,629	
法 人 税 等 調 整 額	△59,470	1,036,159
当 期 純 利 益		1,661,973
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		193,096
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,468,876

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成29年9月1日残高	737,815	609,788	7,952,657	△164	9,300,097
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△250,591		△250,591
親会社株主に帰属する当期純利益			1,468,876		1,468,876
自己株式の取得				△180	△180
連結範囲の変動			△57,817		△57,817
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,124,516			△1,124,516
利益剰余金から資本剰余金への振替		514,727	△514,727		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△609,788	645,740	△180	35,771
平成30年8月31日残高	737,815	—	8,598,397	△344	9,335,868

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年9月1日残高	3,736	442	4,179	997,404	10,301,680
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△250,591
親会社株主に帰属する当期純利益					1,468,876
自己株式の取得					△180
連結範囲の変動					△57,817
連結子会社株式の取得による持分の増減					△1,124,516
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,344	△3,595	△6,939	△465,851	△472,791
連結会計年度中の変動額合計	△3,344	△3,595	△6,939	△465,851	△437,020
平成30年8月31日残高	392	△3,153	△2,760	531,552	9,864,660

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社名

株式会社ティーシーエイ

株式会社WS Sスタッフィング

株式会社ジャッツ

株式会社ジャパンリムジンサービス

株式会社ビービーエフ

株式会社ブランチ・アウト

上海布藍綺国際貿易有限公司

当連結会計年度より重要性が増した株式会社ジャパンリムジンサービスを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社

人可夢商務諮詢（上海）有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

(非連結子会社)

人可夢商務諮詢（上海）有限公司

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

商品

E・C・T C支援事業は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。また、ホールセール事業は先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主に定率法を採用しておりますが、一部の連結子会社は定額法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。

また、取得原価が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～39年
機械装置及び運搬具	7年
工具、器具及び備品	3年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（利用可能期間）

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、その見積もり期間に応じて均等償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 612,242千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	17,900,000株	—	—	17,900,000株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	584株	79株	—	663株

(変動事由の概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加79株によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年11月29日 定時株主総会	普通株式	116,346	利益剰余金	6.50	平成29年8月31日	平成29年11月30日
平成30年4月13日 取締役会	普通株式	134,245	利益剰余金	7.50	平成30年2月28日	平成30年5月11日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成30年11月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	134,245	利益剰余金	7.50	平成30年8月31日	平成30年11月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については余裕資金を元に一定の範囲内で安全性の高い金融商品や換金性のある金融商品を対象に、投資環境等を勘案し慎重に判断しております。

資金調達については銀行からの借入により調達しております。

また、デリバティブ取引は外貨建取引の将来の市場変動による損失の回避・コストの確定等を目的として利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の債券や、営業上の関係を有する企業の株式であり、市場価格による変動リスク、当該企業の財政状態の悪化などによる減損リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部は外貨建ての営業債務であり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の使途は運転資金及び子会社株式の追加取得資金であり、金利の変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に基づき経理財務部及び営業部にて、営業取引前の与信調査、取引開始後の定期的モニタリングを実施することにより、取引の安全と債権の保全を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、外貨建ての営業債務の金額の範囲内で、為替予約を行い、為替の変動リスクを低減しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、主として当社の経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,130,915千円	6,130,915千円	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,242,738千円	6,242,738千円	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	214,412千円	214,412千円	—
資産計	12,588,066千円	12,588,066千円	—
(4) 買掛金	2,635,694千円	2,635,694千円	—
(5) 未払金	2,020,105千円	2,020,105千円	—
(6) 未払法人税等	444,608千円	444,608千円	—
(7) 未払消費税等	208,512千円	208,512千円	—
(8) 長期借入金	3,582,169千円	3,581,877千円	△291千円
負債計	8,891,089千円	8,890,797千円	△291千円
(9) デリバティブ取引	73千円	73千円	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	226,797千円
関係会社出資金	5,357千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 521円 42銭

2. 1株当たり当期純利益 82円 06銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,468,876千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	1,468,876千円
期中平均株式数	17,899,374株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,470,233	流動負債	2,435,653
現金及び預金	3,378,996	1年内返済予定の長期借入金	400,008
売掛金	2,935,827	未払金	1,509,799
前払費用	51,814	未払費用	24,362
繰延税金資産	91,206	未払法人税等	247,647
その他	25,282	未払消費税等	109,238
貸倒引当金	△12,894	預り金	58,262
		賞与引当金	74,496
固定資産	9,279,376	その他	11,836
有形固定資産	1,817,445	固定負債	2,946,127
建物	538,169	長期借入金	2,783,323
工具、器具及び備品	7,078	退職給付引当金	34,877
土地	1,272,197	役員退職慰労引当金	96,995
無形固定資産	11,280	資産除去債務	23,186
ソフトウェア	8,866	その他	7,745
その他	2,414	負債合計	5,381,780
投資その他の資産	7,450,651	(純資産の部)	
投資有価証券	429,469	株主資本	10,365,975
関係会社株式	6,649,774	資本金	737,815
関係会社出資金	5,357	資本剰余金	609,788
関係会社長期貸付金	195,000	資本準備金	609,788
破産更生債権等	42,042	利益剰余金	9,018,715
敷金及び保証金	122,991	利益準備金	7,500
繰延税金資産	174,926	その他利益剰余金	9,011,215
その他	34,140	繰越利益剰余金	9,011,215
貸倒引当金	△203,051	自己株式	△344
		評価・換算差額等	1,853
		その他有価証券評価差額金	1,853
資産合計	15,749,610	純資産合計	10,367,829
		負債及び純資産合計	15,749,610

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,622,321
売 上 原 価		19,379,703
売 上 総 利 益		5,242,617
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,386,445
営 業 利 益		1,856,172
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,701	
受 取 配 当 金	7,508	
有 価 証 券 利 息	2,822	
受 取 地 代 家 賃	14,496	
受 取 出 向 料	7,200	
雑 収 入	4,345	38,073
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,481	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	36,228	41,709
経 常 利 益		1,852,537
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,167	5,167
税 引 前 当 期 純 利 益		1,847,369
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	686,286	
法 人 税 等 調 整 額	4,050	690,336
当 期 純 利 益		1,157,032

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成29年9月1日残高	737,815	609,788	609,788	7,500	8,104,774	8,112,274	△164	9,459,714
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△250,591	△250,591		△250,591
当 期 純 利 益					1,157,032	1,157,032		1,157,032
自己株式の取得							△180	△180
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	906,441	906,441	△180	906,261
平成30年8月31日残高	737,815	609,788	609,788	7,500	9,011,215	9,018,715	△344	10,365,975

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計	
平成29年9月1日残高	3,071	3,071	9,462,786
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△250,591
当 期 純 利 益			1,157,032
自己株式の取得			△180
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,218	△1,218	△1,218
事業年度中の変動額合計	△1,218	△1,218	905,043
平成30年8月31日残高	1,853	1,853	10,367,829

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。

また、取得原価が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～32年
工具、器具及び備品	3年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年(利用可能期間)
-------------	------------

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち、当事業年度に対応する金額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において役員賞与引当金の残高はありません。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 372,670千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務（貸借対照表に区分掲記したものを除く）
関係会社に対する短期金銭債権 209,457千円
関係会社に対する短期金銭債務 11,973千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
営業取引 82,289千円
営業取引以外の取引 22,394千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当 事 業 年 度 当 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 当 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	584株	79株	—	663株

(変動事由の概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加79株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	22,810千円
未払社会保険料	3,368千円
未払事業税	23,423千円
未払事業所税	10,330千円
前払費用	25,332千円
退職給付引当金	10,679千円
役員退職慰労引当金	29,699千円
減価償却超過額	11,558千円
資産除去債務	7,099千円
関係会社出資金評価損失	13,671千円
関係会社株式評価損失	39,957千円
投資有価証券評価損失	1,928千円
貸倒引当金	62,174千円
その他	7,595千円
繰延税金資産合計	<u>269,629千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,678千円
その他有価証券評価差額金	<u>△818千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△3,496千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>266,132千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社イーエー	大阪府大阪市北区	100	添乗員派遣事業	(所有)直接100.0%	出資 役員の兼任	建物の賃貸(注2)	10,416	その他の流動資産	937
子会社	株式会社WSフットイング	愛知県名古屋市中村区	40	人材派遣事業	(所有)直接100.0%	出資 役員の兼任 出向者の派遣	出向者給与の受取(注3)	7,200	その他の流動資産	600
子会社	株式会社ジャリンビパンミュージアムササ	北海道網走郡大空町	35	旅客運送事業	(所有)間接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注4)	53,000	関係会社長期貸付金(注5)	195,000
							利息の受取(注4)	1,666	—	—

- (注) 1. 上記取引のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 建物の賃貸条件については、近隣の取引実勢を参考に賃借料金額を決定しております。
3. 出向者に対する給与の受取は契約をもとに決定しております。
4. 資金の貸付条件については、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。
5. 株式会社ジャパンリムジンサービスへの関係会社長期貸付金に対して、161,009千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において、36,228千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 579円 23銭
2. 1株当たり当期純利益 64円 64銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,157,032千円
普通株式に係る当期純利益	1,157,032千円
期中平均株式数	17,899,374株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月19日

株式会社ヒト・コミュニケーションズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山村竜平 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒト・コミュニケーションズの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒト・コミュニケーションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月19日

株式会社ヒト・コミュニケーションズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山村竜平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒト・コミュニケーションズの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支社・支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、遠隔地等で且つ従来の事業とは異なる法規制を受ける事業所の現状も調査するなど、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から、当該内部統制の評価及び状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月22日

株式会社ヒト・コミュニケーションズ 監査役会

常 勤 監 査 役 立 石 和 義 ㊟
(社外監査役)

社 外 監 査 役 松 田 孝 子 ㊟

社 外 監 査 役 中 島 公 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第22期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7.5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は134,245,027円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年11月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社は、平成31年3月1日を期日として、当社の単独株式移転により、当社の純粋持株会社である株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本件株式移転」といいます。）について、本件株式移転に関する株式移転計画（以下「本件株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、平成30年10月22日開催の当社取締役会において決議いたしました。本議案は、本件株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式移転を行う理由、本件株式移転計画等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

当社グループは、販売・サービス・営業分野に特化した「成果追求型営業支援事業」を行うアウトソーシング事業を展開しております。従来は人材サービスを中心にクライアント企業の販売促進の企画・調査から研修開発、人材採用・育成、販売等による成果追求までを一括して受託するビジネスモデルにより事業拡大を図って参りました。

その一方で、近年日本国内においては少子高齢化・人口減経済の進展、ライフスタイルの多様化等を背景に実店舗におけるクライアント企業から当社への人材サービスニーズは、単なる販売実績等の成果追求だけではなく、販売効率の改善や生産性向上等を含んだ対応が求められております。更に小売業界を中心として、実店舗とEコマースサイト等複数の販売経路や顧客接点を有機的に連携させる「オムニチャネル」の強化に取り組む事業者が増加していることから、当社グループといたしましてもEコマース等無店舗領域における営業支援事業を含む「オムニチャネル営業支援」の可能性を追求する観点から、平成29年6月にEコマース営業支援に強みを持つ株式会社ビービーエフを子会社化し事業環境の変化への対応を進めて参りました。

今後、当社グループは、リアル（実店舗）とバーチャル（EC等無店舗）における「オムニチャネル営業支援」の可能性を追求するとともに、進展著しいIT、テクノロジー等の要素を加えながら、これまでにない「マーケティングの未来創造企業グループ」として事業領域の拡大と各事業会社が持つ専門性を高める方針であります。また、その過程においてグループガバナンスの強化、意思決定の迅速化、グループ内各事業会社間の事業シナジーの最大化等を経営上の課題として認識しており、その課題への対処として持株会社体制への移行を検討してまいりました。

この度の純粋持株会社体制への移行は、現状の事業持株会社である当社からグループ全体のガバナンス、意思決定、業務執行等を切り離すことにより、上記の課題への対処を図るとともにリアルとバーチャルそしてIT、テクノロジーの分野へと広がる新規事業領域拡大のためのM&A等を柔軟かつ機動的に実施することが可能になるものと考えております。これにより当社グループは、更なる事業拡大と、持続的な成長を目指してまいります。

本件株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成31年3月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写）

株式会社ヒト・コミュニケーションズ（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本件株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

（1）乙の目的

乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

乙の商号は、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングスとし、英文では、HITO-Communications Holdings, Inc. とする。

（3）本店の所在地等

乙の本店の所在地は、東京都豊島区とし、その所在場所は、東京都豊島区東池袋一丁目9番6号とする。

（4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、56,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 設立時取締役

安井 豊明

田村 淳

吉綱 利明

福原 直通

吉岡 隆之

古賀 哲夫

杉浦 信平

2. 設立時監査役

渡邊 徹

松田 孝子

中島 公男

3. 設立時会計監査人
EY新日本有限責任監査法人
4. 補欠監査役
新津 研一

第3条（本件株式移転に際して交付する株式の数及びその割当て）

1. 乙は、本件株式移転に際して、本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主（以下「割当対象株主」という。）に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本件株式移転に際して、割当対象株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

1. 資本金の額 450,000千円
2. 資本準備金の額 0千円
3. 利益準備金の額 0千円

第5条（乙の成立の日）

乙の成立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成31年3月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条（本計画承認株主総会）

甲は、平成30年11月29日を開催日として定時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（甲の株式上場廃止及び乙の株式上場、株主名簿管理人）

1. 本件株式移転に伴い、甲は、その発行する株式の上場を廃止（平成31年2月26日予定）し、乙は、その発行する株式を乙の成立の日において株式会社東京証券取引所市場第一部に上場することを予定する。
2. 乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社（東京都中央区八重洲一丁目2番1号）とする。

第8条（事情変更）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本件株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会の決議により、本件株式移転に関する条件を変更し、又は本件株式移転を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、第6条に定める甲の定時株主総会において本計画の承認が得られない場合、又は本件株式移転につき法令に定める関係省庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本件株式移転に関して必要な事項については、本件株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

平成30年10月22日

甲 東京都豊島区東池袋一丁目9番6号
株式会社ヒト・コミュニケーションズ
代表取締役社長 安井 豊明

別紙 乙の定款で定める事項

定 款

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングスと称し、英文では、HITO-Communications Holdings, Inc. と表示する。

（目 的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 一般労働者派遣事業
- (2) 有料職業紹介事業
- (3) 広告代理業
- (4) 販売促進業務（商品説明、消費者動向調査、販促用ツールの管理等）の受託

- (5) 各種イベントの企画、制作、運営及び企画制作物の販売
- (6) インターネット接続サービス・ブロードバンドサービス・携帯電話等各種通信サービスの販売、調査、運用に関する業務受託
- (7) 電話応対代行業務
- (8) 各種市場調査の企画、実施及び分析の業務受託
- (9) 経営、労務、経理、文書管理、受付、秘書、翻訳、通訳業務の請負
- (10) コンピューターシステムの設計、保守及びコンピューターソフトウェアの設計、作成、保守
- (11) コンピューターによる情報処理の受託及び情報提供に関する業務
- (12) 求人・採用活動に関する業務の請負及びコンサルティング
- (13) 経営コンサルタント及び教育に関するコンサルタント業
- (14) 家庭用電化製品のアフターサービス及び集金代行業務
- (15) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (16) 日用雑貨の卸販売
- (17) 娯楽用品の卸販売
- (18) 旅行代理業
- (19) 飲料水の販売
- (20) 不動産の売買、賃貸借及び管理等
- (21) 旅行業法に基づく旅行業
- (22) 警備業
- (23) 各種物品の企画、販売、卸売、レンタル、リース及び輸出入並びにそれらの取次事業
- (24) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (25) 各種教育研修、セミナー、講演の企画、実施及び業務受託
- (26) 家事代行サービス事業
- (27) 電力等の販売、卸売、コンサルティング及び業務受託
- (28) 道路運送法による旅客自動車運送事業
- (29) 宿泊施設、飲食店、スポーツ施設、観光・レジャー施設等の経営及び業務受託
- (30) インターネット・デジタル放送等による通信販売事業
- (31) インターネット等のネットワークを利用した通信販売及び電子商取引に関するシステムの企画、設計、開発、運用及びこれらのコンサルティング業務並びに賃貸業
- (32) 商品等の保管、管理、発送、配送事業及び業務受託
- (33) 古物の売買及び委託販売
- (34) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

取締役会
監査役
監査役会
会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、56,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成31年8月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 第27条及び第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から当社の最初の定時株主総会終結の時までは、当社の取締役の報酬の総額は年額500,000千円以内、監査役の報酬の総額は年額13,000千円以内とする。ただし、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本件株式移転におきましては、当社の単独株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様へ所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本件株式移転により交付する持株会社の新株式数は、17,900,000株を予定しております。但し、本件株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

4. 持株会社の取締役に関する事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	割当てられる 持株会社の 株式数
安井豊明 (昭和40年8月3日生)	昭和63年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成13年5月 株式会社ビックカメラ入社 平成16年9月 当社代表取締役社長（現任） 平成26年10月 株式会社ジャッツ取締役（現任） 平成29年6月 株式会社ビービーエフ代表取締役会長（現任）	204,700株
田村淳 (昭和49年10月3日生)	平成16年1月 株式会社ホーキング 取締役就任 平成17年4月 株式会社ブロードバンドタワー入社 平成17年10月 株式会社ビービーエフ 設立 代表取締役社長 平成24年8月 株式会社ブランチ・アウト 代表取締役社長 平成25年7月 上海布藍綺国際貿易有限公司 董事長（現任） 平成26年10月 株式会社ビービーエフ 代表取締役社長CEO（現任） 平成27年9月 株式会社ブランチ・アウト 代表取締役グループCEO（現任）	一株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	割当てられる 持株会社の 株式数
よし つな とし あき 吉 綱 利 明 (昭和49年6月11日生)	平成5年4月 中谷興運株式会社 入社 平成18年4月 当社入社 平成21年1月 当社名古屋支店長(現東海支社) 平成23年9月 当社東海支社長 平成25年8月 当社執行役員西日本営業本部長 兼東海支社長 平成26年1月 当社執行役員西日本営業本部長 兼関西支社長 兼東海支社長 平成26年8月 株式会社WSSスタッフィング 代表取締役社長 平成26年11月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 兼東海支社長 平成27年8月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 平成28年2月 株式会社WSSスタッフィング 取締役(現任) 平成29年4月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 兼京都支店長 平成30年9月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長(現任)	1,800株
ふく はら なお みち 福 原 直 通 (昭和39年6月23日生)	昭和63年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成29年10月 当社出向 執行役員経理財務本部長 兼業務部長 平成29年11月 当社取締役経理財務本部長 兼業務部長 平成29年11月 株式会社WSSスタッフィング取締役(現任) 平成30年3月 当社取締役管理本部長(現任)	一株
よし おか たか ゆき 吉 岡 隆 之 (昭和43年6月14日生)	平成3年4月 日本団体生命保険株式会社(現アクサ生命保険株式会社) 入社 平成18年4月 当社入社 平成18年6月 当社札幌支店長(現北海道支社) 平成22年9月 当社西日本営業本部長兼関西支社長 平成22年12月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 平成25年8月 当社取締役本社営業本部長 平成26年11月 当社執行役員 西日本営業副本部長 兼九州支社長 平成28年3月 当社執行役員 西日本営業副本部長 兼九州支社長 兼鹿児島営業所長(現任)	2,900株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	割当てられる 持株会社の 株式数
古賀哲夫 (昭和23年3月2日生)	昭和46年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 平成17年6月 東日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 平成21年6月 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 同社相談役 平成25年8月 当社顧問 平成25年11月 当社取締役(現任) 平成26年10月 株式会社ジャッツ取締役(現任)	5,000株
杉浦信平 (昭和31年10月12日生)	昭和55年4月 労働省(現厚生労働省)入省 平成20年7月 厚生労働省 大臣官房審議官(職業能力開発担当) 平成22年8月 国土交通省 大臣官房審議官(住宅局担当) 平成23年7月 中央労働委員会事務局 次長 平成25年7月 厚生労働省 職業能力開発局長 平成26年10月 一般財団法人SK総合住宅サービス協会 顧問 平成28年7月 同協会理事長(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古賀哲夫氏、杉浦信平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 古賀哲夫氏は、経営者としての豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。
4. 杉浦信平氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、厚生労働省及び国土交通省において行政に長期にわたり関わってきた経験を生かし、当社の労働問題や派遣法等関連法令、ツーリズム事業等に関する助言、指導につき社外取締役としての役割を果たすことが期待されるため、社外取締役候補者としたものであります。
5. 古賀哲夫氏は、特定関係事業者(子会社)である株式会社ジャッツの取締役であります。
6. 杉浦信平氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

5. 持株会社の監査役に関する事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	割当てられる持 株会社の 株 式 数
わた なべ とおる 徹 (昭和28年11月25日生)	昭和47年4月 株式会社日本旅行入社 平成3年4月 同社赤坂海外旅行支店業務課長 平成13年4月 同社東日本営業本部業務部経理課長 平成21年4月 株式会社日旅ビジネスクリエイト審 査精算二部部長 平成22年1月 株式会社ジャッツ企画管理部長 平成24年3月 同社取締役企画管理部長 (現任)	一株
まつ だ たか こ 子 (昭和24年1月2日生)	昭和49年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 昭和49年4月 熊川法律事務所入所 昭和51年4月 松田法律事務所開設 平成18年9月 松田・葛西法律事務所開設 平成20年2月 当社監査役 (現任) 平成24年4月 松田孝子法律事務所開設 (現任)	4,000株
なか じま きみ お 男 (昭和24年11月20日生)	昭和43年4月 神奈川県採用 昭和47年4月 労働省 (現厚生労働省) 出向 平成18年7月 同省職業安定局 労働市場センター 業務室長 平成19年4月 一般財団法人 海外職業訓練協会 専 務理事 平成24年4月 一般財団法人 SK総合住宅サービ ス協会 事務局長 平成26年4月 同協会 審議役 平成26年11月 当社監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊徹氏は、株式会社ジャッツの取締役を平成30年11月29日付で退任する予定であります。
 3. 渡邊徹氏は、経理業務に長期にわたり従事しており、財務・会計に関する十分な知見を有しております。
 4. 松田孝子氏は社外監査役候補者であります。松田孝子氏は過去に経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的見地により、取締役会の意思決定の妥当性・適法性の確保するための助言、提言を行うことが期待されるため、社外監査役候補者としたものであります。
 5. 中島公男氏は社外監査役候補者であります。過去に会社の経営に関与したことはありませんが、厚生労働省において労働行政に長期にわたり関わってきた経験を生かし、当社の労働問題や派遣法等関連法令に関する助言、指導につき社外監査役としての役割を果たすことが期待されるため、社外監査役候補者としたものであります。
 6. 松田孝子氏及び中島公男氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 7. 当社は監査役松田孝子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

6. 持株会社の補欠監査役に関する事項

持株会社の補欠監査役候補者となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
新津研一 (昭和45年5月10日生)	平成5年4月 株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社	一株
	平成18年4月 同社営業本部営業企画担当課長	
	平成24年5月 株式会社U S P ジャパン 代表取締役社長（現任）	
	平成25年9月 一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会 専務理事・事務局長	
	平成30年9月 同協会 代表理事・事務局長（現任）	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 新津研一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 新津研一氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かすことにより、社外監査役としての役割を果たすことが期待されるためであります。
 4. 新津研一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

7. 持株会社の会計監査人に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	EY新日本有限責任監査法人	
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	
沿革	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し監査法人太田昭和センチュリーを設立
	平成13年7月	法人名称を新日本監査法人に変更
	平成20年7月	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更
	平成30年7月	法人名称をEY新日本有限責任監査法人に変更

- (注) EY新日本有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

8. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
 該当する事項はありません。

第3号議案 取締役6名選任の件

平成29年11月29日開催の当社第21回定時株主総会にて選任された取締役6名のうち、1名は平成30年11月22日付で辞任予定であり、他の5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、計6名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	安井豊明 (昭和40年8月3日生)	昭和63年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成13年5月 株式会社ビックカメラ入社 平成16年9月 当社代表取締役社長(現任) 平成26年10月 株式会社ジャッツ取締役(現任) 平成29年6月 株式会社ビービーエフ代表取締役会長(現任)	204,700株
2	吉綱利明 (昭和49年6月11日生)	平成5年4月 中谷興運株式会社 入社 平成18年4月 当社入社 平成21年1月 当社名古屋支店長(現東海支社) 平成23年9月 当社東海支社長 平成25年8月 当社執行役員西日本営業本部長 兼東海支社長 平成26年1月 当社執行役員西日本営業本部長 兼関西支社長 兼東海支社長 平成26年8月 株式会社W S S スタッフイング 代表取締役社長 平成26年11月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 兼東海支社長 平成27年8月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 平成28年2月 株式会社W S S スタッフイング 取締役(現任) 平成29年4月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 兼京都支店長 平成30年9月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長(現任)	1,800株
3	福原直通 (昭和39年6月23日生)	昭和63年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成29年10月 当社出向 執行役員経理財務本部長 兼業務部長 平成29年11月 当社取締役経理財務本部長 兼業務部長 平成29年11月 株式会社W S S スタッフイング 取締役(現任) 平成30年3月 当社取締役管理本部長(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	※ 上し 吉 岡 たか ゆき (昭和43年6月14日生)	平成3年4月 日本団体生命保険株式会社(現アクサ生命保険株式会社) 入社 平成18年4月 当社入社 平成18年6月 当社札幌支店(現北海道支社) 長 平成22年9月 当社西日本営業本部長兼関西支社長 平成22年12月 当社取締役西日本営業本部長 兼関西支社長 平成25年8月 当社取締役本社営業本部長 平成26年11月 当社執行役員 西日本営業副本部長 兼九州支社長 平成28年3月 当社執行役員 西日本営業副本部長 兼九州支社長 兼鹿児島営業所長 (現任)	2,900株
5	こ 古 賀 てっ お夫 (昭和23年3月2日生)	昭和46年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社) 入社 平成17年6月 東日本電信電話株式会社 代表取締役 役副社長 平成21年6月 エヌ・ティ・ティラーニングシステ ムズ株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 同社相談役 平成25年8月 当社顧問 平成25年11月 当社取締役(現任) 平成26年10月 株式会社ジャッツ取締役(現任)	5,000株
6	※ 杉 浦 しん 平 (昭和31年10月12日生)	昭和55年4月 労働省(現厚生労働省) 入省 平成20年7月 厚生労働省 大臣官房審議官(職業 能力開発担当) 平成22年8月 国土交通省 大臣官房審議官(住宅 局担当) 平成23年7月 中央労働委員会事務局 次長 平成25年7月 厚生労働省 職業能力開発局長 平成26年10月 一般財団法人 S K総合住宅サービ ス協会 顧問 平成28年7月 同協会理事(現任)	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 古賀哲夫氏、杉浦信平氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古賀哲夫氏は、経営者としての豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。
5. 杉浦信平氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、厚生労働省及び国土交通省において行政に長期にわたり関わってきた経験を生かし、当社の労働問題や派遣法等関連法令、ツーリズム事業等に関する助言、指導につき社外取締役としての役割を果たすことが期待されるため、社外取締役候補者としたものであります。
6. 古賀哲夫氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって5年となります。
7. 古賀哲夫氏は、特定関係事業者(子会社)である株式会社ジャッツの取締役であります。
8. 杉浦信平氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、計3名の監査役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ わた なべ とおる 渡 邊 徹 (昭和28年11月25日生)	昭和47年4月 株式会社日本旅行入社 平成3年4月 同社赤坂海外旅行支店業務課長 平成13年4月 同社東日本営業本部業務部経理課長 平成21年4月 株式会社日旅ビジネスクリエイト審査精算二部部长 平成22年1月 株式会社ジャッツ企画管理部長 平成24年3月 同社取締役企画管理部長（現任）	一株
2	まつ だ たか こ 松 田 孝 子 (昭和24年1月2日生)	昭和49年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 昭和49年4月 熊川法律事務所入所 昭和51年4月 松田法律事務所開設 平成18年9月 松田・葛西法律事務所開設 平成20年2月 当社監査役（現任） 平成24年4月 松田孝子法律事務所開設（現任）	4,000株
3	なか じま きみ お 中 島 公 男 (昭和24年11月20日生)	昭和43年4月 神奈川県採用 昭和47年4月 労働省（現厚生労働省）出向 平成18年7月 同省職業安定局 労働市場センター業務室長 平成19年4月 一般財団法人 海外職業訓練協会 専務理事 平成24年4月 一般財団法人 SK総合住宅サービス協会 事務局長 平成26年4月 同協会 審議役 平成26年11月 当社監査役（現任）	一株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 渡邊徹氏は株式会社ジャッツの取締役を平成30年11月29日付で退任する予定であります。
4. 渡邊徹氏は、経理業務に長期にわたり従事しており、財務・会計に関する十分な知見を有しております。
5. 松田孝子氏は社外監査役候補者であります。松田孝子氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的見地により、取締役会の意思決定の妥当性・適法性の確保するための助言、提言を行うことが期待されるため、社外監査役候補者としたものであります。
6. 中島公男氏は社外監査役候補者であります。過去に会社の経営に関与したことはありませんが、厚生労働省において労働行政に長期にわたり関わってきた経験を生かし、当社の労働問題や派遣法等関連法令に関する助言、指導につき社外監査役としての役割を果たすことが期待されるため、社外監査役候補者としたものであります。
7. 松田孝子氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年9ヶ月となります。
8. 中島公男氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

9. 松田孝子氏及び中島公男氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
10. 当社は監査役松田孝子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
新津研一 (昭和45年5月10日生)	平成5年4月 株式会社伊勢丹 (現株式会社三越伊勢丹) 入社	一株
	平成18年4月 同社営業本部営業企画担当課長	
	平成24年5月 株式会社U S P ジャパン 代表取締役社長 (現任)	
	平成25年9月 一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会 専務理事・事務局長	
	平成30年9月 同協会 代表理事・事務局長 (現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 新津研一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 新津研一氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かすことにより、社外監査役としての役割を果たすことが期待されるためであります。
 4. 新津研一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役積真義氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功勞に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	経歴
積真義	平成20年11月 当社 取締役 (現在に至る)

第7号議案 役員賞与支給の件

当期の業績を勘案して、当期末時点の取締役4名に対して総額5,000千円の役員賞与を支給いたしたく存じます。

以上

会場ご案内

リーガロイヤルホテル東京（3階「ロイヤルホール」）
東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
電話 03(5285)1121（代）

＜JR・西武・東西線 高田馬場駅からのご案内＞ ＜東西線 早稲田駅からのご案内＞



■シャトルバス

高田馬場駅発 9時10分、9時40分
ホテル正面玄関発 毎時0分、30分

■徒歩の場合

地下鉄（東京メトロ）東西線早稲田駅3a出口左折7分
地下鉄（東京メトロ）有楽町線江戸川橋駅1b出口左折10分
都電荒川線早稲田駅より3分

■都バスの場合

高田馬場駅 ④・⑤のりば九段下行き（飯64）→早稲田下車
 ④・⑤のりば上野公園行き（上69）→早稲田下車
 ②のりば早大正門行き（学02）→早大田下車
新宿駅 西口ロータリー（2）のりば早稲田行き（早77）→早稲田下車

第22回定時株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。
何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。